○財務省告示第三百二十一号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）を次のように改正し、平成二十二年十月一日から適用する。

平成二十二年十月一日

財務大臣　野田　佳彦

○厚生労働省告示第三百六十一号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第二に次の一号を加える。

八十八　根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

前立腺がん

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　泌尿器科専門医であること。

③　当該療養について二年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　泌尿器科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　麻酔科標榜医が配置されていること。

④　臨床工学技士が配置されていること。

⑤　病床を二十床以上有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急手術体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

表労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十六条第三項及び第二十九条の規定により保管する現金の項中「第二十六条第三項及び第二十九条」を「第二十七条第三項及び第三十条」に改める。

○財務省告示第三百二十二号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第四十六条の二の規定に基づき、同条の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件（平成二十二年四月財務省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

財務大臣　野田　佳彦

食料安定供給特別会計の項中「、地方農政事務所」及び「並びに沖縄総合事務局」を削る。

○農林水産省告示第千六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字根松三四の一、三五の一、三七、四七の一、四七の二、栗原市花山字草木沢角間三三六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字根松三五の一・三七・四七の一・字草木沢角間三三六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字黒川字門司口八八五、八八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市川北町字久井田一〇九九・一一〇〇の一から一一〇〇の三まで・一一〇二の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九六の一から一〇九六の九まで、一〇九七、一一〇二の一、一一〇二の四、一一一一の四、一一二八、川手町字津恵ノ前甲三四三（次の図に示す部分に限る。）、三四四、西城町油木字大平乙一七一、丁一七二、甲一七一の二、一七二から一七六まで、字衣木一七七、一七八、一七九の一、神石郡神石高原町相渡字水清八七二、一〇七四、一〇八一、一一六九の一、一一七〇の二、五七七五の二、五七七六、五七八九の一、五七八九の二、五七九一、五七九二、五七九四の五、五七九七の一、五八一七、五八二〇、五八二四の一、五八二七の一、五八二七の二、五八三〇の一、五八三一の一、五八三七の一、五八三七の二、五八三八、五八四五の一、五八四六の一、五八四六の三、五八四八の一、五八五六の一、五八六三の一、五八七八、五八七九の二、五八八二の一、五八八八の一、五八八九の一、五八九一の一、五八九五、五八九八、五九〇八の六、五九一五の一、五九一五の三、五九二八の三、五九四七、五九五〇の三、五九五一、五九五七、五九五八、字野呂五七五九、五七六一の二、五七六二、五七六七の一、六〇一八、安芸高田市高宮町佐々部字三田谷二五〇二、二五〇四の二、二五〇五、二五〇六、二五〇七の一、二五〇七の二、二五〇八の一、二五〇九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平一七二、字衣木一七九の一、字水清八七二、一〇七四、一〇八一、一一六九の一、一一七〇の二、五七七五の二、五七